

部長及び参事官

殿

所 属 長

少年発第325号

平成27年12月28日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】平成28年3月25日少年発第100号改正

令和4年3月29日少年発第125号改正

令和7年3月23日少年発第61号改正

少年警察大学生ボランティア制度運営要綱の制定について

（通達甲）

少年警察大学生ボランティア制度については、「少年警察大学生ボランティア制度運営要綱の制定について（例規）」（平成23年3月10日少年発第63号。以下「旧例規」という。）に基づき運営しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり、「少年警察大学生ボランティア制度運営要綱」を定め、平成28年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の運用の開始の際、旧例規に基づき交付されている委嘱状及び解嘱状は、この通達甲に基づき交付された委嘱状及び解嘱状とみなすものとする。

別添

少年警察大学生ボランティア制度運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年警察大学生ボランティア（以下「大学生ボランティア」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的配意事項

- 1 人身安全・少年課長は、大学生ボランティアによる少年の非行防止活動及び健全育成活動の促進に努めるものとする。
- 2 この要綱の運営に当たっては、大学生ボランティアが在籍する大学の理解を得るとともに、単位履修等学習活動の支障となることを避けなければならない。また、少年指導委員、少年補導員等と緊密な連絡を図り、協調した活動に努めるものとする。

第3 委嘱

- 1 大学生ボランティアは、人身安全・少年課長の推薦により、本部長が委嘱する。
- 2 1の推薦に当たっては、次に掲げる要件を満たしている者を別記第1号様式の少年警察大学生ボランティア推薦書により推薦するものとする。
 - (1) 県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第9章に規定する大学に学生として在籍していること。
 - (2) 任務の遂行に必要な熱意及び実行力を有すること。
 - (3) 少年の非行防止活動を行う時間的余裕を有すること。
- 3 大学生ボランティアの委嘱は、別記第2号様式の委嘱状を交付して行うものとする。

第4 任務

大学生ボランティアは、職員の指導の下、次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- 1 少年の立ち直り支援活動に関すること。
- 2 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。
- 3 少年非行防止のための地域社会に対する啓発に関すること。
- 4 少年の社会参加、スポーツ活動等の推進に関すること。
- 5 その他1から4に掲げる活動を行うために必要と認められること。

第5 任期

大学生ボランティアの任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げないものとする。

第6 解嘱

- 1 本部長は、大学生ボランティアが次のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。
 - (1) 本人から辞任の申出があったとき。
 - (2) 第3の2に掲げるいずれかの要件を欠くに至ったとき。
 - (3) 大学生ボランティアとしてふさわしくない非行があったとき。
- 2 人身安全・少年課長は、大学生ボランティアに1の解嘱事由が生じたときは、速やかに別記第3号様式の少年警察大学生ボランティア解嘱上申書により本部長に報告しなければならない。
- 3 1に基づき大学生ボランティアを解嘱するときは、別記第4号様式の解嘱状を交付して行うものとする。

第7 教養

人身安全・少年課長は、大学生ボランティアの活動が適切に行われるよう、大学生ボランティアに対し、適宜教養を行わなければならない。

第8 大学生ボランティアの心構え

大学生ボランティアは、この要綱により任務を行うときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 関係者の人権を尊重し、少年の健全育成の精神に徹すること。
- 2 少年、保護者その他関係者から尊敬と信頼とが得られるようにすること。
- 3 警察官及び少年補導職員と常に緊密な連絡を保持するとともに、教職員その他関係者と協力すること。
- 4 大学生ボランティア又は大学生ボランティアであった者は、その任務を遂行する過程で知り得た秘密の保持に留意すること。

(別記様式省略)